

## 愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント
----------------------

### ②施設・事業所情報

名称：社会福祉法人天白福祉会 みつば保育園	種別：保育所	
代表者氏名：伊藤 恭子	定員（利用人数）：106名（106名）	
所在地：愛知県名古屋市天白区大根町57番地		
TEL：052-800-5470		
ホームページ：http://www.tenpaku-fukushi-kai.or.jp/mitsuba		
<b>【施設・事業所の概要】</b>		
開設年月日：平成30年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人天白福祉会		
職員数	常勤職員：20名 非常勤職員：18名	
専門職員	（専門職の名称）名	栄養士 1名
	保育士・幼稚園教諭 20名	看護師 1名
	保育士 4名	調理師 1名
	管理栄養士 1名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育室：7</li> <li>・ 遊戯室：1</li> <li>・ 便所：6</li> <li>・ 調乳室：1</li> <li>・ 医務室：1</li> <li>・ 職員室：1</li> <li>・ 給食室：1</li> <li>・ 休憩室：1</li> <li>・ 倉庫等：4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砂場：1</li> <li>・ プール：1</li> <li>・ 滑り台：1</li> <li>・ 雲梯：1</li> <li>・ 鉄棒：1</li> <li>・ 手足洗い場等</li> <li>・ 花壇等</li> </ul>

### ③理念・基本方針

<p>（理念）</p> <p>一人はみんなの為に、みんなは一人の為に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもたちに豊かな保育環境づくりを目指します</li> <li>・ 父母が安心して預けることのできる施設を目指します</li> <li>・ 保育者が働きやすい職場を目指します</li> <li>・ 地域の保育活動をおしすすめます</li> </ul> <p>（基本方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども像をめざし、どの子にとっても楽しい保育園、一人ひとりを大切にする保育を進めます</li> <li>・ 子どもの発達段階をふまえ、食育を重視し、健康と安全に配慮した保育を進めます</li> <li>・ 保護者と共に、子どもたちの成長を語り合い、みんなでそだちあう保育を目指します</li> <li>・ 産休明け、乳児、延長、障害児、入所予約、アレルギー代替食など多様な保育要求に応えます</li> <li>・ 地域の子育て拠点として、子育て支援を進めます。</li> <li>・ 健康で生き生きと働き、学び高まりあう職員集団を目指します</li> </ul>
--

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

<p>(保育園の概況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園は丘陵地に広がる商店街や公営団地、住宅地などが点在する中に位置し、近くには公園や幼稚園、老人福祉施設などがある。平成30年4月1日公立保育園から民間移管園として開園している。老人福祉施設が隣接し、遊びを通しての交流や避難通路などでの交流もある。広々とした木製のテラスデッキが特徴の園舎は2階建てで、年輪を重ねた樹木や花壇、菜園などもあり、居ながらにして四季を感じとれる環境にある。</li> <li>・移管準備期間に、テラスデッキや3歳児、未満児室の全面改装や、施設設備の改修、備品などを整備し、安全で心地よい環境を準備して開園をしている。また、公立保育所の良さを残しつつ、法人の共同保育所から大切にしてきた、五感や身体づくりを育む「リズム遊び」を本園においても保育に取り入れている。</li> </ul> <p>(保育サービスの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生後57日～5歳児の保育を実施し、開所時間は平日7時30分から19時30分である。</li> <li>・特別保育事業として、産休明け育休明け途中入所予約事業を実施している。</li> <li>・主任児童委員主催の「子育てサロン」へ出向き、子育てに関することや幼稚園と保育園の違いなど専門的な情報を提供する機会を設けている。</li> </ul> <p>(地域の人脈を取り入れた保育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人脈を生かして、和太鼓演奏やコマ名人によるコマ回し体験、紙漉き体験や昆虫の標本見物など保育活動に取り入れている。</li> </ul>
--

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年 8月 21日(契約日) ~ 令和3年 3月 31日(評価決定日)
受審回数 (前回の受審時期)	1回 ( 年度)

#### ⑥総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>(地域の特性を生かした保育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えを園目標に位置づけ、実践活動として参加している。</li> <li>・隣接する老人福祉施設と遊びを通しての交流や世代間交流として学区の高齢者との交流をしている。また、主任児童委員主催の子育てサロンへ職員が出向き、子育てについて相談やアドバイスをなどしている。社会資源の情報提供として、地域行事などの地域ポスターなどを掲示している。</li> <li>・法人の3保育園合同でドッジボールなどの運動遊びを通して交流をしている。</li> <li>・和太鼓演奏やコマ名人、紙漉き、昆虫の標本見物など地域の人脈を生かして、地域との交流をしている。</li> <li>・小学校とは、年長児が学校見学に出かけ、劇遊びや縄跳びなどの機会を通して、学校への期待が持てるように円滑な接続を目指し連携を図っている。また、保育園の運動会は小学校の校庭や体育館を借りてのびのびとした環境の中で実施をしている。</li> </ul>
---

(3歳以上児の保育の展開)

- ・各保育室は安全で清潔な環境を整え、自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。
- ・年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。
- ・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。
- ・5歳児ならではの活動として、法人3保育園とのドッジボール大会や当番活動、プラネタリウム見学、和太鼓や紙漉き体験、交通指導や保育祭りへの参加などは年下の子どもたちの憧れと期待の活動ともなっている。また、異年齢とのかかわりを散歩や行事の中に取り入れ、年長児の意識をもって年下の子どもへのモデリングを示したり、愛しみの気持ちで遊ぶ姿をみせている。

◇改善を求められる点

(理念・基本方針・保育目標などの明記の統一化)

- ・子どもの保育や地域社会に対する保育所の使命、保育の特色等を反映したみづば保育園の保育理念、園目標などが、保育園運営案や重要事項説明書、入園のしおり、ホームページやリーフレットに明記されているが、それぞれ明記している項目や内容がまちまちであり分かりにくい。理念や基本方針は保育所における事業経営や保育の拠り所でもあり、基本の考えとなるものである。また、保育所の目指すべき方向性を内外に示すものでもあり、職員にとっても行動規範となるものである。どれをとっても同じ方向性を明示し、基本となるものが迷いなく分かりやすい表記にしていけることを願いたい。

(中・長期計画及び単年度事業計画の策定)

- ・中・長期計画及び単年度事業などの課題は明確化しているが、中・長期計画及び単年度事業計画が策定されていない。
- ・中・長期計画及び単年度事業計画は、理念や基本方針の実現化に向けた具体的な取り組みを示し、保育のさらなる充実、課題解決、地域ニーズに基づいた新たな福祉サービスの実施などを含めた目標を明確にし、目標を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、保健・安全、地域の子育て支援、地域連携などに関する具体的な項目に基づき、財務面での裏付けも加味した計画の策定を願いたい。また、それらの内容について、職員や保護者への周知を図ることも願いたい。

(保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じた保育の全体的な計画の作成)

- ・児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、学校教育法、保育所保育指針等に示されている趣旨を踏まえ、地域や家庭の状況、保育所の特性を加味したみづば保育園の全体的な計画は作成されていないが、年齢別年間指導計画が策定されている。
- ・保育の全体的計画は、保育所保育の基本であり、入所しているすべての子どもを主体とし、発達過程を踏まえ、保育所での生活を通して総合的に展開されるものであり、入所期間に保育の目標を達成することができるよう全体的、かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任の下、保育に関わる職員の参画により創意工夫して編成されるものであることを前提にみづば保育園としての保育の全体的計画の策定をされることを願いたい。

(マニュアルや手順書の充足)

- ・マニュアルや手順書など整備されていないものがあるので、整備し運用していきことを願いたい。
- ・開所して3年目であり、保育方法や保育の考え方について一定の方向性を示すものが充足されていないことによる迷いや不安なども推測される。マニュアルや手順書などを、標準の実施方法の一環として整備し、共有して同じ方向で保育実践に活かしていくことを望みたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開園して3年目を迎え安定的な保育ができるようになってきてところです。

今回、第三者評価を受けた事で改めて保育内容、事業計画や危機管理など見直す機会になりました。評価結果を踏まえて今後の運営、保育に生かしていけるよう改善していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

### 第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a ・ ⑥ ・ c
<コメント>  ・子どもの保育や地域社会に対する保育所の使命、保育の特色等を反映した法人の保育理念や保育の目標などが法人のパンフレットやホームページに明記され、重要事項説明書には目指す保育、パンフレットには法人の理念と保育園の特徴、また、保育園のしおりにはみつば保育園の子ども像が明記されているが、それぞれ明記している項目や内容がまちまちであり分かりにくい。 理念や基本方針は保育所における事業経営や保育の拠り所でもあり、基本の考えとなるものである。また、保育所の目指すべき方向性を内外に示すものでもあり、職員にとっても行動規範となるものである。どれをとっても同じ方向性を明示し、基本となるものが迷いなく分かりやすい表記にしていけることを願いたい。 ・職員には、理念や基本方針、マニュアル、手順書、書類の様式などを含め保育園の運営や保育に関する事項をファイルにした「意思統一会議ファイル」を年度当初職員に配布をして必要事項を説明している。 ・保護者には、入所説明会に重要事項説明書やみつば保育園のしおりに基づいて説明をしている。 ・視覚的な周知の方法の一つとして、理念や基本方針などは玄関や職員室に掲示をしていない。 ・職員の行動指針の一助として理念や基本方針を保育室にも掲示し、視覚的な周知を図ることを期待したい。また、パンフレットを子育て支援センターに設置し子育て家庭に広域的な情報提供を図ることを期待したい。			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ⑥ ・ c
<コメント>  ・愛知県保育共同連合会の経営部会に毎月参加し、法人運営や保育園経営などの情報を交換したり検討をする機会に経営分析を行っている。また、同法人の保育所と連携し運営について協力体制を取ったり、法人理事会において運営状況や財務状況について検討をしている。保育園を取り巻く入所動向については、市の情報を得て把握をしている。民間移管園として3年目を迎えた当保育所としては、育休あけ予約事業における子どもの受け入れや保育ニーズに伴う入所定員の検討、保育士の人材育成、法人の研修体制、改築に向けての構想、園庭の排水工事や安全確保のための通用口の変更などを経営課題としている。 ・社会福祉事業全体の動向、保育所が位置する地域での福祉や保育に対する需要の動向、子どもの数や世帯構成の変化、福祉サービス全体に対するニーズ、潜在的利用者に関するデータ等は園運営を長期的視野に立って進めていくために欠かすことのできない情報であるので、把握した情報の分析やデータ化を図り、運営の将来性や継続性を見通しながら、より良質で安心・安全な保育提供に努めていくことを期待したい。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ⑥ ・ c
<コメント>  ・経営上の分析等を行う担当として施設長、主任保育士が位置付けられており、運営状況や保育の内容、組織体制や設備の整備、財務状況、職員体制や人材育成などについて、施設長や主任保育士が現状を分析するように努めているが、職員会議等で検討して課題や問題点を明らかにし、運営に反映させるまでには至っていない。運営状況や課題については、法人に報告して順次進めるようにしている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。				
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a	b	◎
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育をめぐる中・長期的な構想として園舎の改築を目標にし、具体的な積立金や仮設園舎などのビジョンを保有している。また、公立保育園からの築年数は50年余りになる。民間移管引継ぎ機関に0・1・2歳児棟とテラスはリニューアル工事をしているが、老朽化に伴う未着手の施設や設備、環境の修繕なども構想視野に含めている。さらに、人材育成や研修体制の充実など計画の範疇としているが、具体的な中・長期の計画は策定していない。中・長期的課題として職員や保護者に周知はしていない。</li> <li>・園舎の改築も含め、保育の更なる充実、地域ニーズに基づいた新たな保育実施等も含めた目標や展望を明確に示し、それを実現していくために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、地域との関連性等に関する具体的な項目に基づいた計画を策定し、それに沿った収支の裏付けを考慮した中・長期計画の文書化を期待したい。また、計画の妥当性や有効性についての見直しができるような計画にしていくことを期待したい。</li> </ul>				
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a	b	◎
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度の事業計画は、安定した職員体制の確立、法人内3保育所の安定した園運営と職員集団づくり、臨時職員の就業規則や賃金規定の見直しを主軸にした法人の事業計画を作成し、法人の評議委員会で検討をしている。みつば保育園としての事業計画は策定されていないが、法人の事業計画の中に、職員体制の見直しとしてアウトラインが明記されている。保護者には年間の行事予定として重要事項説明書に明記し、配布している。</li> <li>・中・長期計画の具体的な項目や内容を反映させた、みつば保育園としての単年度の事業計画を策定し、それを実現可能とするために、把握できる限りの数値化を図り計画に活かしていくことを望みたい。また、職員へ事業計画を配布し単年度の事業内容の周知を図り、事業の実施状況の評価をしていくことを望みたい。保護者には、年間行事計画と併せて、事業内容をより分かりやすく具体化したランドデザイン的な計画を策定し配布をし、視覚的な周知を図るように願いたい。</li> </ul>				
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a	b	◎
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画は策定されていないが、保育計画や行事計画などの計画の策定においては、職員の参画を得て会議等で意見を反映させ策定をしている。保育の実施状況を行事ごとに進捗状況を把握し、定められた時期に評価や見直しをし、事業報告として明示して配布し次年度の計画に反映させるようにしている。</li> <li>・保育園としての中・長期計画や単年度事業計画は策定されていない。計画策定においては職員の参画、或いは、職員の意見の集約や反映をさせ策定することが求められる。また、事業計画における評価や見直しが組織的に行われ、事業計画を職員が理解しているかが問われる。事業計画の策定や実施状況の把握、見直しなどが組織的に行われることを願いたい。</li> </ul>				
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	保7	a	b	◎
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画は策定されていないので保護者への周知や理解への把握はしていないが、年度初めに、主な保育の計画や行事計画を説明している。</li> <li>・中・長期計画の具体的な内容を反映させた単年度の事業計画を策定したうえで、事業計画の主な内容をイラストや写真を用い分かりやすく示したランドデザイン風の資料を作成し、保護者へ配布したり掲示をしたりして理解を促すような取り組みを期待したい。</li> </ul>				

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。				
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園内研究や定められた評価基準に基づいての自己評価も実施していないが、保育内容や日々の保育については、月週案などの計画作成からPDCAサイクルを繰り返し、業務を継続的に改善している。</li> <li>・今年度初めて愛知県福祉サービス第三者評価を受審している。自己評価を行う際には評価の視点や言葉の定義、趣旨などの共通理解を図り、自己評価を実施している。また、第三者評価結果をもとに、課題の整理や改善に向けて園全体で検討していく方向にある。</li> <li>・「意欲的に生活を作り、よく遊ぶこども」を子ども像として掲げている。子ども像を実現していくために、テーマを設定し、園内研究に取り組み職員の保育の質の向上に繋げていくことを願いたい。また、定められた評価基準に基づいた自己評価などを実施し、年度当初、職員が自身の行動指針を立て、年度途中と年度末に反省を提出し、施設長と個別面談を行い保育の資質や保育サービスの向上に努めていくことを期待したい。</li> </ul>				
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育のまとめについては、年度末に会議で改善に向けて検討し、「意思統一会議」において職員間で共有化を図るようにしている。</li> <li>・自己評価については、今後検討する機会を持ち、保育に反映していく心づもりにしている。</li> <li>・評価結果内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、改善計画や改善策を文書化して保育に反映することを期待したい。</li> </ul>				

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	⑥ · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について「意思統一会議」の資料に明記し、口頭で表明している。また、質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、年度当初や会議、研修などで表明をしたり、職務分担表に基づいて会議等で体系的に表明し、職員の意識を確認するようにしている。</li> <li>・ 平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長不在時の権限委任等について明確化していない。</li> <li>・ 施設長は組織全体をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明確にすることは、職員からの信頼を得るために欠かすことのできない要件と考える。質の高い保育の実施や効率的な運営、安全管理などを実現していくために、施設長自らの役割と責任について明文化するとともに有事における権限委任等についても明記していくことを願いたい。</li> </ul>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	⑥ · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら最新情報を入手し、その内容を職員に提供している。また、法改正や保育の動向などに対しては、市からの案内やあいち共同保育連合会、名古屋市民間保育園連盟、法人の評議委員会などで情報収集をしている。基本的な関連法に関する資料を収集しているもののリスト化はしていない。</li> <li>・ 収集した資料は、福祉分野また、それ以外の基本的な関連法の一連化やリスト化を図り、正しい理解に向けた取り組みをしていくことを期待したい。</li> </ul>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	①	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理念や基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行うようにしたり、相談やアドバイスをを行い保育の質の向上に努めている。</li> <li>・ 「子どもたちにとって豊かな生活環境を、父母が安心して預けることのできる施設に、保育者に働きやすい職場を、地域の保育活動をおしすすめる」を目指し、経営や運営、継続的な保育実践を通して、施設長自ら運営管理や保育士の資質、保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。</li> </ul>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	①	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を共有し、改善に向け努力を重ねている。基本方針や保育の実現に向けた適正な人員配置、休憩時間や事務時間の確保、有給休暇の消化、時間外勤務の申請、保育事務の見直し、保育業務の単純化等職員の意見を取り入れながら働きやすい職場の実現を目指している。</li> </ul>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の方針に基づき必要な人材や人員体制が整い、保育園の具体的なプランに基づいた人事管理が実施されている。</li> <li>・ 子どもの遊びや保育の専門性を高めるための研修等、保育園が目指す保育サービスを充実させるための具体的プランを有し、法人と協議し必要に応じて人材を確保するように努めている。</li> </ul>		
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の理念や基本方針に基づく規定が策定され、採用、配置、異動、昇進や昇格などについて周知し運用されている。</li> <li>・ 保育所における理念や基本方針に基づいた「期待する保育士像」を明確にさせた目標管理制度や人事評価制度に基づく評価などは実施されていない。</li> <li>・ 法人の人事管理の下、一定の基準に基づいた人事評価について職員に明示し、個人目標の設定や中間の達成度、最終達成度について自己評価を提出し、個人面談などを通して成果や貢献度を評価し、結果をフィードバックして任用や給与等処遇に反映させる公正な人事管理システムの導入を期待したい。</li> </ul>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保16	㉓ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の管理の下に、有給休暇、育児・介護休暇、時間外、生理休暇、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇や休憩を確保している。福利厚生や健康診断、人間ドック、予防接種、産業医による健康上の相談窓口の設置等の健康維持の推進事業の他に、臨時職員においても、健康診断の機会が確保されて利用している。また、労働災害防止策やパワーハラスメントの防止策と対応策の取り組みがある。</li> <li>・ 職員の就業状況や意向、意見等について、主任保育士を窓口にして施設長と連携し、個別に職員との面談や相談に応じるようにしている。サポートを必要とする職員に対して保育カウンセリングやメンタルヘルス相談を受けられる仕組みがあることを周知している。</li> <li>・ 業務の見直しや働きやすい職場環境、子育て世代が働き続けられる環境などを考慮しながら、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境作りに心がけている。</li> </ul>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ b ・ ㉕
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員一人ひとりの育成に向け、保育所における理念や基本方針に基づいた「期待する保育士像」を明確にさせた目標管理制度や人事評価制度に基づく評価などは実施されていない。</li> <li>・ 職員一人ひとりの育成に向け、保育所全体の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりに、「人材像」や「行動指針」について話し合う機会を持ち各自の目標を設定し、面接を通して進捗状況を確認していく取り組みをしていくことを願いたい。</li> <li>・ 一定の基準を基にした人事評価制度を導入し、「業績評価シート」などを用いて年間目標を設定し、面接を通して目標達成と取り組み状況を確認し、振り返りをしていくことで職員の育成に努めていくことを願いたい。また、臨時職員は面接などを通して、意識やモチベーションを高めるようにしていくことも期待したい。</li> </ul>		



II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人や市の研修計画、愛知県保育共同連合会研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。</li> <li>・保育士の資質や保育力を高めるために、子どもの理解を深める園内研究や公開保育、実践研修などを取り入れた保育園の研修体制を築いていくことを願いたい。</li> </ul>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加や調理員等専門的分野における知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上に向けた研修を実施している。</li> <li>・個々の書式で研修報告書を作成し、職員会議等で報告をしている。当該職員も含め研修報告を受けた職員が、研修成果を保育内容に反映させている。</li> <li>・研修達成や研修成果を明確に把握できるように、施設長によるコメントの記載や達成度、習熟度等を明示した報告書の作成を期待したい。</li> </ul>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受け入れにおいて、実習依頼校と覚え書を取交わし、実習における責任体制を明確にした上で、法人のマニュアルに沿って事前のオリエンテーションを行い、受け入れをしている。また、保育所として実習計画を作成し、職員会議等で職員に説明をし、適切な体制で行われている。</li> <li>・実習生の意向を聞き、受入担当を決め実習生の育成を行っている。施設長や主任保育士、実習指導担当者も含め、部分実習、一日実習などの実習実務や保育内容等の指導や助言、相談などを行っている。実習希望者は、実習体制が整えば全て受け入れている。</li> </ul>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人のホームページや重要事項説明書、リーフレットや保育園のしおり、掲示板等で保育所の理念や基本方針、保育内容や行事計画が公開されている。保育所で行っている活動状況や活動報告などを印刷物等で配布をしている。法人の財務状況も公表している。</li> <li>・苦情・相談の体制については、園内に掲示し保護者や地域に公表している。寄せられた苦情内容は、ノートに明記しているので、書式を策定し、明確な記録を明記していくことを願いたい。</li> <li>・第三者評価受審について保護者に公表をし、受審結果についての公表を予定している。</li> <li>・保育所の基本方針、保育内容や事業計画等について、地域での会議や行事、集会等で明示したり説明をしたりして、より一層保育所の存在意義や役割を明確にしていくことを期待したい。</li> </ul>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務、経理、取引等のルールや職務分掌と権限・責任を明確化し、職員へ周知をし、公正かつ透明性の高い適正な経営や運営が行われている。</li> <li>・財務や運営について、法人の評議委員会において承認を得ている。</li> <li>・法人の監事や市の監査室による監査を受けており、改善課題は速やかに改善をしている。財務状況以外に保育所の運営機構や事業内容等についての監査も実施されている。</li> </ul>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	①	a · b · c
<コメント>  ・子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えを園目標に位置づけ、実践活動として参加している。 ・隣接する老人福祉施設と遊びを通しての交流や世代間交流として学区の高齢者との交流をしている。また、主任児童委員主催の子育てサロンへ職員が出向き、子育てについて相談やアドバイスなどを行っている。また、社会資源の情報提供として、地域行事などの地域ポスターなどを掲示している。 ・法人の3保育園合同でドッジボールなどの運動遊びを通して交流をしている。 ・和太鼓演奏やコマ名人、紙漉き、昆虫の標本見物など地域の人脈を生かして、地域との交流をしている。 ・小学校とは、年長児が学校見学に出かけ、劇遊びや縄跳びなどの機会を通して、学校への期待が持てるように円滑な接続を目指し連携を図っている。また、保育園の運動会は小学校の校庭や体育館を借りてのびのびとした環境の中で実施をしている。			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	· ② · c
<コメント>  ・ボランティアの受け入れマニュアルは整備されていない。事前のオリエンテーションで子どもとの関わり方や安全配慮、守秘義務などについて説明をして受入体制を整えている。職員には、職員会議で受け入れの意義や注意事項の確認をしている。 ・読み聞かせや中学生の勤労体験などのボランティアの受け入れがある。 ・マニュアルを整備し、トラブルや事故を回避するためにボランティア活動確認書などで活動状況を記録しておくことを願いたい。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a	· ③ · c
<コメント>  ・保育園を中心とした市担当課、家庭児童支援室、地域子育て支援センター、社会福祉協議会、保健センター、医療機関、児童相談所や発達支援施設、主任児童委員、小学校、保育園や幼稚園等のネットワーク体制ができており、必要に応じて相談や報告、情報交換などをして連携を図っている。 ・地域との関連図を作成し、掲示して職員との情報共有を図ることを期待したい。 ・保護者には一時保育や休日保育、病児保育、ファミリーサポートや療育センター等の資料を用意したり、必要に応じて関係諸機関や施設の情報を提供していくことも望みたい。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行われている。	保26	a	· ④ · c
<コメント>  ・施設長は幼保小連絡会や地域の行事などに出席をし、学校関係者や民生委員、町内会長など地域の代表との情報交換をし、地域との関わりを図っている。また、主任児童委員主催の子育てサロンへ職員が出向き、地域ニーズや子育て情報を把握するようにしている。 ・地域住民向けの意見箱を設置したりして地域ニーズや子育て情報を把握する機会を作っていくことを期待したい。			

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所希望時の保育園見学や電話や来所での相談事業を通して子育てや入所、保育園生活などについて専門的な知識やノウハウなどを積極的に還元している。また、子育てサロンに出向き、遊びを通して子育てアドバイザーをする中で子育て支援事業に積極的に取り組んでいる。</li> </ul>		

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施方法が明示され、職員会議等で共通理解を図るようにしている。また、子どもの人権に配慮し、子どもの一人ひとりの人格を尊重して保育を行うようにしている。月週案には具体的な活動を記載し保育に位置付けている。</li> <li>・ 子どもの人権や文化の違い、尊重する心、性差への固定概念などについて共通理解を持つように努めている。</li> <li>・ 保護者には、保育参観や行事などの折に具体的な場面や実態に合わせ話をするように心がけている。</li> <li>・ 子どものみならず保護者の人権や国籍、文化、生活習慣、考え方の違い、相互に尊重する心などを職員間で共通理解しそれぞれの人格を尊重した保育に取り組んでいる。</li> <li>・ 「児童憲章」「児童福祉法」「全国保育士会倫理綱領」「人権保育指針」の読み合わせをしたり、人権擁護にかかわるセルフチェックリストを用いて職員の自己評価を実施したりして、より一層の共通理解を深め保育の取り組みをしていくことを期待したい。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	保29	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、明確なマニュアルは策定していないが、プライバシー保護方針に基づいて、会議等で共通理解を図り、排泄や着替えなど保育場面で個々のプライバシーや宗教、食事などに配慮した保育に心がけている。</li> <li>・ 子どもや保護者のプライバシー保護や権利擁護については利用者尊重の基本であり、利用者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければならない。個人情報保護とは区別をし、家庭状況や保育の場面に応じた留意事項に関するマニュアルを作成し、職員間で周知徹底し運用していくことを期待したい。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページやリーフレット、入園時の書面等でサービス提供に関わる情報提供を行っている。</li> <li>・ 保育園の園紹介リーフレットは、区役所に置き、情報を広域に提供している。保育園の見学希望の受け入れや電話等の対応もしている。</li> </ul>		

Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政により、入園決定に関する書面や保育サービス等を明示した資料を保護者に配布している。</li> <li>・ 入園説明会や入園式において保育園のしおりに基づいて説明をし、同意を得ている。また、内容の変更時には、保護者等に資料を配布し分かりやすく説明をしたうえで同意を得ている。スポーツ振興センターの加入や個人情報等について説明し、同意書を得ている。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退園や転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報を考慮し必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。</li> <li>・ 卒園時に、保育終了後も相談等に応じることを保護者に口頭で説明をしている。</li> <li>・ 保育所利用の終了後も、子どもや保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、口頭だけではなく、書面でも伝える環境を用意し保育の継続性を確保していくことを期待したい。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日々の保育の様子はお便り帳に記載したり、1日の様子を記載した毎日の記録を掲示している。登降園時を利用して保護者とのコミュニケーションを積極的に図り、意向を把握するようにしている。また、夏祭りや運動会などの行事や保育参加の折に保護者から直接意向や要望を聴くようにしている。意見箱を常設したり、アンケートを実施し結果や改善策などを公表している。クラス懇談会を開催し、意見や要望など聞くようにしている。</li> <li>・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じている。</li> <li>・ 得られた意向や要望等は、職員会議で検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。</li> <li>・ 子どもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情解決の体制が確立され、苦情解決の体制は重要事項説明書に掲載し、仕組みについて入園説明会時に保護者に書面で説明をしている。</li> <li>・ 苦情解決の仕組みについて掲示して、保護者への周知と理解の促進また、苦情を申出やすい環境を整えている。</li> <li>・ 苦情や相談が生じたときはノートに明記し、職員会で報告をしている。対応策等を保護者等にフィードバックしている。</li> <li>・ 苦情内容はノートに明記しているので、書式を策定し、明確な記録を明記していくことを願いたい。また、苦情意見対応手順等のマニュアルの作成をしていくことを願いたい。</li> </ul>		

Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、施設長や主任保育士など専門性の高い複数の相談相手や相談方法があり、自由に選んで相談や意見を述べることができることを口頭で保護者に周知している。登降園時には挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。また、相談者のプライバシーを配慮して遊戯室などで相談を受けている。相談内容は記録し、内容によっては職員間で共通理解をしている。また、意見箱を設置して、自由に意見や相談ができるような環境を整えている。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアルは整備していないが、日常的なコミュニケーションによる平易な意見や相談などは口頭伝達やメモに記録し速やかに対応をしている。また、意見箱を常設したりして意見を積極的に把握する取組をしている。</li> <li>・寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努めている。保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。</li> <li>・口頭での連絡は、時を経て確実性に欠く場合も生じるので、記録に残し確実に伝えるシステムに変えていくことを願いたい。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの安全確保に関する担当者や担当部署を設置し、定期的な会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。</li> <li>・不審者対応についてはマニュアルを基に会議等で周知を図り、警察の協力を得て不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行い、園児の安全確保を心がけている。</li> <li>・ヒヤリハットの記録を基に安全に配慮し、事故防止に努めている。</li> <li>・施設遊具等の安全や子どもを取り巻く環境による事故防止について会議で共通理解をし、職員と共に危険個所の早期発見や修復に努め、危険回避をしている。</li> <li>・子どもには、視聴覚教材や散歩、地域や保育園全体の危険個所などを知らせたり、各訓練や指導等を通して安全教育を定期的実施している。また、職員間で散歩の在り方やルートなどを再検討し、散歩における注意事項を再確認している。</li> <li>・遊具や備品、樹木等の安全性の確保に努め、遊具は定期的に専門機関に点検を依頼し、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。</li> <li>・遊具や保育室を含めた生活環境の安全に関するチェックリストを作成し、定期的にチェックをし、危険個所の早期発見や危険回避を図っていくことを期待したい。また、子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、会議等で発生要因を分析し防止策を検討していくことを願いたい。</li> <li>・安全に関する基本的な考え方やそれに対するマニュアルや指導計画等の充足を願いたい。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健衛生、病気の予防と対応、感染症などのマニュアルや指導計画は策定されていない。</li> <li>・保護者には、感染症などの発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などの文書を配布したり、掲示板に掲示したり、登降園時に口頭で保護者に周知している。保健だよりは、看護師が中心となり毎月発行している。</li> <li>・各保育室や遊戯室、職員室に嘔吐対応用品を備え、適切に対応して二次感染を防ぐようにしている。</li> <li>・コロナウイルス感染症対策として、消毒や換気、ペーパータオルの導入、空気清浄機や加湿器などを整備対応に心がけている。</li> <li>・保健衛生、病気の予防と対応、感染症などに関してのマニュアルを整備し、職員に配布し周知や対応を図っていくことを望みたい。</li> <li>・コロナウイルス感染症対策として、日々の生活の中での消毒や換気、人の距離や位置関係等の対応マニュアルを作成し、周知徹底を図っていくことを願いたい。</li> </ul>		

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震や火災に関する避難計画や避難訓練年間指導計画は策定されているが、水害、台風や竜巻等の突風時、光化学スモッグ、PM2.5などのマニュアルは整備されていない。</li> <li>・地震や火災に基づいた訓練を実施し、見直しも行われている。</li> <li>・保護者に災害時の対応について話し合う機会を設けたり、書面の配布により周知を図っている。災害時の避難訓練のほかに、保護者の協力を得て引き渡しの避難訓練を実施している。</li> <li>・区の要請に基づき、地域の避難確保場所として登録され、地域の防災備蓄倉庫が園庭に設置されている。また、保育園の帰宅困難等非常時に備え、食糧を備蓄し、備蓄リストを作成している。</li> <li>・災害時の安否確認などの情報発信のために保護者の協力を得て、「きずなネット」の登録をしている。</li> <li>・災害時における不足するマニュアルの補填をし、マニュアルに基づいた災害発生時の初動時の対応や出勤基準等を示した行動基準を策定し、それに基づいた訓練の実施を願いたい。また、様々な防災機器や避難用具、避難設備などを、非常時に備えて全ての職員が周知し、適切に使用できるように職員対応の訓練を実施していくことも願いたい。</li> </ul>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の全体的計画の中に、個々の保育場面についての大切にしたいことや実施方法、配慮事項などの、標準的な保育の実施方法が文書化され、それに基づいた計画を作成し、計画に沿って個々のサービスが実施されている。子どもの年齢や発達と保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践するようにしている。</li> <li>・職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認は、定期的に保育等の検討会で行われている。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育計画や各指導計画、標準的な実施方法は定期的にまた、保育内容ごとに見直しがされている。それぞれの実施方法の見直しは検討会において職員の意見や提案等が反映されている。</li> <li>・標準的な実施方法は、保護者の意向を把握し意見や提案を反映していくように努めている。</li> <li>・計画と実践状況との見直しはされているが、保育士間での実施の手順や方法の妥当性などについての検証等も、保育の質の向上という観点から考慮していくことを期待したい。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握して個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。</li> <li>・保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して、保育計画や指導計画を職員参画の下で策定している。また、3歳未満児や特別支援を要する子どもについては、個別の指導計画を策定している。</li> </ul>		

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育計画は、職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園式で説明し、同意を得るようにしている。</li> <li>・ 各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日また、クラスごと或は、年齢別に評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保44	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。</li> <li>・ 記録内容や書き方に差異が生じないように、施設長や主任保育士が点検、指導を行い、明確な記載が保てるように努めている。</li> <li>・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をし、職員間で情報の共有を図っている。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもに関する記録の管理について、法人の個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。また、職員に対し文書の取り扱いや個人情報保護の研修をし、周知をしている。また、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。保護者には、個人情報の取り扱いについて説明をしている。</li> </ul>		

#### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標にも基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的計画の作成をしている。	保46	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、学校教育法、保育所保育指針等に示されている趣旨を踏まえ、地域や家庭の状況、保育所の特性を加味したみづば保育園の全体的な計画は作成されていないが、年齢別年間指導計画が策定されている。年齢別年間指導計画は、入所するそれぞれの子どもの年齢を考慮し、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達の実態に即したものとなっている。</li> <li>・ 年齢別年間指導計画を受けて、子どもの遊びや生活を通して、「意欲的に生活をつくり、よく遊ぶ子ども」を目指して、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。</li> <li>・ 保育の全体的計画は、保育所保育の基本であり、入所しているすべての子どもを主体とし、発達過程を踏まえ、保育所での生活を通して総合的に展開されるものであり、入所期間に保育の目標を達成することができるよう全体的、かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任の下、保育に関わる職員の参画により創意工夫して編成されるものであることを前提にみづば保育園としての保育の全体的計画の策定をされることを願いたい。</li> </ul>		

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立保育所から民間移管園として開設し、3年目を迎えたが、建物としては古い歴史がある。移管と同時に0・1・2・3歳児の保育室や階段、テラス全体は改装され、木のぬくもりを感じる保育環境となっているが、子どもが心地よく過ごす環境としてまだまだ手を入れるべき課題は多くある。</li> <li>・ 室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせるように工夫がされている。また、遊具なども安心して使えるように安全への配慮がされている。</li> <li>・ 保育室環境はコーナーが設定され、大型玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されている。また、玄関ホールには絵本コーナーがあり、子どもや親子での睦ましい場となっている。</li> <li>・ 生き物を飼育したり、草花や身近な野菜などを植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。</li> <li>・ 食事時には保育室の整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。</li> <li>・ 屋外の遊具や砂場、プールなどは、安全や清潔を確保し、安全に遊べるような環境を整えている。</li> <li>・ 子どもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育士が身近で穏やかに応じている。</li> <li>・ 園庭としては手狭ではあるが、花壇があり四季を感じる花が植えられ、遊具も新しく取り換えがされている。保育室や木製の広いテラスから屋外が一望でき、園庭の活動状況や木々の変化から四季の移ろいが把握できる。</li> </ul>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもを受容していくために、家庭環境や生活リズム、一人ひとりの子どもの発達等から生じる子どもの個人差を十分に把握し、職員会議や年齢別話し合いなどで職員間の共通理解を深めるようにしている。また、指導計画、個別記録、個別の保育支援計画、養護の記録などに一人ひとりの子どもを受容するための援助内容を記載している。</li> <li>・ 保育の見通しをもち、子どもの気持ちを汲み取り子どもの思いにそって関わるようにしている。せかしたり、制止させる言葉を不用意に使用せず、ゆとりを持って保育していけるように心掛けている。</li> <li>・ 子どもを受容することなどについて、園内研修で確認したり、人権擁護のための「セルフチェックリスト」を用いて自己チェックをし、振り返りをすることも効果的と考える。</li> </ul>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども一人ひとりの発達を把握し、食事や着脱、清潔、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣、健康増進のための習慣や態度を身につけられるように、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをし、子どもが達成感を味わえるようにしている。</li> <li>・ 子どもが自発的にやりたいと思えるような言葉掛けや写真、文字、絵など視覚的な表示をして環境を整え、自分で出来た達成感を味わえるように援助をしながら基本的な生活習慣が身に付くようにしている。</li> </ul>		



A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、保育士が見守りながら子ども同士で遊びを進めて行く機会が提供されている。</li> <li>・遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図して異年齢で交流する機会を作り、生活や遊びの中で人との関わりを大切にする取り組みをしている。</li> <li>・昆虫や魚などの飼育や野菜の栽培や収穫などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。</li> <li>・散歩を活動に位置付け、保育園周辺の散歩を通して町並みの雰囲気を感じ取ったり、地域の公園などに出かけたりして身近な社会事象や自然事象に触れ、地域の人々と積極的に関わられるようにしている。また、隣接する老人福祉施設と歌や遊びの交流を通して地域とのかかわりも積極的に行っている。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室全体が木のぬくもりを感じる保育室に改装され、床暖も対応できる。調度品すべてが子どもの年齢や体格に応じて対応でき、狭いスペースにも収納が可能となっている。</li> <li>・安全や清潔に配慮し、子どもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、戸外遊びや園周辺散歩を積極的に取り入れている。また、職員に乳幼児突然死症候群に必要な知識が周知され、事故防止や乳幼児突然死症候群チェックを15分間隔で実施している。</li> <li>・子どもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをしたり、語り掛けたりスキンシップをしながら情緒の安定を図っている。</li> <li>・生活空間を遊び・生活・昼寝に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるようにしている。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳児は2階、2歳児は1階で生活をしている。1歳児でも昇降可能な階段や高低差に配慮したWの手すりを設置している。</li> <li>・保育室全体が木のぬくもりを感じる保育室に改装され、床暖も対応できる。調度品すべてが子どもの年齢や体格に応じて対応でき、狭いスペースにも収納が可能となっている。1歳児室は床暖が設置されている。</li> <li>・子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。</li> <li>・1・2歳児の子どもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。</li> <li>・子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。</li> <li>・人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。</li> <li>・子どもの作品が保育に活かされ、工夫して作ったり飾ったりし、大切に扱われている。表現活動に必要な色紙、ペン、粘土など安全に配慮した素材が用意され発達や遊びに応じて対応している。日々の保育の中に絵本の読み聞かせや素話、紙芝居などを積極的に取り入れたり、手作りの玩具で積んだり並べたりして文字や数字の概念の芽生えを育むようにしている。また、歌ったり表現遊びなど自由に表現する遊びを楽しめるようにしている。</li> <li>・戸外遊びや園周辺散歩を積極的に取り入れ、自然事象との関わりを持てるようにしている。</li> </ul>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各保育室は安全で清潔な環境を整え、自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。</li> <li>・年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。</li> <li>・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。</li> <li>・5歳児ならではの活動として、法人3保育園とのドッジボール大会や当番活動、プラネタリウム見学、和太鼓や紙漉き体験、交通指導や保育祭りへの参加などは年下の子どもたちの憧れと期待の活動ともなっている。また、異年齢とのかかわりを散歩や行事の中に取り入れ、年長児の意識をもって年下の子どもへのモデリングを示したり、愛しみの気持ちで遊ぶ姿をみせている。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気になる子や特別支援を要する子どもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討をして共有を図り、子どもの状況に応じた保育をしている。また、専門機関とのケース検討会や巡回相談の機会を通して保育内容や方法を検討している。</li> <li>・保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。専門機関や医療機関、心理士巡回指導などの紹介もしている。療育手帳や診断名のある子どもについては、個別の支援計画に基づいて保育を行っているが、クラスの指導計画の中で位置づけは明確にされていない。生活場面では、表示を分かりやすくしたりするなど生活や活動への見通しが持てるような配慮に努めている。</li> <li>・気になる子や特別支援を要する子どもが、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、その子どもの生活や遊びがクラスの指導計画の中で位置づけ、指導計画と個別記録との記録内容がより明確で整合性のある内容になるような工夫をしていくことを願いたい。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間にわたる保育を利用している子どもの発達や年齢、平日や土曜日などに応じた保育計画を作成し、それに基づいた環境を整え、ゆったりとした保育を行うようにしている。子どもの状況について、職員間の引継を文書で明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。</li> <li>・子どもの思いに沿ってゆっくりと寛いだり、異年齢でも遊べるような環境を工夫し、子どもが安心して心地よく過ごせるようにしている。捕食としておやつを提供しているが、子どもが選べるような方法を取り入れている。保護者への連絡は、連絡ノートに明記したり口頭で伝えたり、または、状況に応じて直接担当が伝えるようにしている。保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮をしている。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自尊感情の育みや協同的な活動を通して社会性を養う、知る楽しみや好奇心の助長など学びに向かう基礎作りを遊びや異年齢保育を通して行っている。また、生活や遊びを通して文字や数の認識を促す活動をしている。</li> <li>・入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して小学校に郵送している。また、幼稚園・保育園・小学校との合同会議に出席し、1年生の状況や就学予定の年長児の状況についての情報や意見交換を行っている。</li> <li>・年長児は、学校見学の機会を通して1年生の劇を見せてもらったり、遊んだりして小学校が楽しく身近にあることを感じ取り、入学への期待が持てる機会としている。</li> <li>・保護者には、行事や保育参加などで子どもの様子を観る機会や懇談会などの中で、施設長は小学校以降の生活を見通せるような話もしている。</li> </ul>		

A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入園式などで子どもの健康等に関する方針や取り組みについて保護者に伝え、子どもの健康管理については、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。看護師を仲立ちとして、既往症やアレルギー、予防接種の状況、平均体温等について保護者から情報を得て管理し、対応をしている。日々の怪我や体調不良、感染症等については記録をし、状況について職員間で共有している。</li> <li>・ 乳幼児突然死症候群について職員に周知し、睡眠時に15分間隔でチェックをしている。</li> <li>・ 保育時間内での体調の変化については施設長、看護師、主任保育士が把握し対応している。状態に応じて柔軟的な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。</li> <li>・ 保護者への情報提供として、子どもの発達や病気、感染症、予防等に関する事項を記載した保健だよりを毎月発行している。</li> <li>・ 保健に関する計画や感染症についてのマニュアルなどの記載内容を検討し、保健衛生や事故、感染症対応などのマニュアルなど適正なマニュアルの整備を願いたい。</li> <li>・ 乳幼児突然死症候群の睡眠時チェックについては、子どもの月齢や年齢に応じてチェック感覚の妥当性を図り、見直しをしていくことも望みたい。また、熱性痙攣を経験している子どもへのチェック体制の検討も望みたい。さらに、0.1.2歳児においては適切な対応ができるように発生時の訓練を実施していくことを期待したい。</li> </ul>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康診断を年2回、歯科検診を年1回受診し、その結果を保護者に伝えている。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医とカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。</li> <li>・ 健康診断や歯科検診の結果を職員で共有し、日々の歯磨きや手洗い、うがいなど保育の場面に反映させている。</li> </ul>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもについてのマニュアルや手順書は整備している。アレルギー疾患を持つ子については、入園時にアレルギー調査をし、医師の診断書や指示書を得て、保護者や施設長や主任保育士、担任、栄養士を交え綿密な打ち合わせを行ない、除去食または代替食で対応するようにしている。</li> <li>・ 食事については、栄養士と保育士で二重チェックを行い、トレーの色を変えたり、席を離すなどをして誤食の防止に努めている。</li> <li>・ 施設長や栄養士がアレルギー等に関する研修などに参加し、職員会議等で報告をしたりアレルギー疾患についての学習会を行ったりして、必要な知識や情報を周知させるように努めている。実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。また、エピペンの必要な子はいないが、今後、取り扱いについて共通理解を深め、エピペンが必要な子には預かりや対応可能としていく方向にある。</li> </ul>		

A-1- (4) 食育、食の安全			
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育内容の一環としての食育計画は作成していないが、健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら豊かで正しい食体験を積み重ねていくことを願い、収穫体験やクッキングなどを取り入れ子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。</li> <li>・ トマト、キュウリ、ピーマンなどの夏野菜やブロッコリー、大根、さつま芋などの野菜を子どもと一緒に栽培し収穫をしたり、スイートポテトやみそ汁、梅ジュースなどのクッキング体験をしたり、2歳児でも体験できるトウモロコシやソラマメなどの皮むきをして、食育推進活動を積極的に取り組んでいる。</li> <li>・ 給食は自園で作り、匂いや刻む音などが分かり、食事を楽しんで待つ環境が整えられている。また、食材や食に関する絵本やパネルなどを展示したり、収穫体験を通して触れたり匂いを感じ取ったりして食材を楽しむような環境を整えている。</li> <li>・ 食事環境を清潔に整え、会話を楽しくして食事したり、年齢に応じた当番活動などに参加できるように配慮している。おかわりする楽しみやバイキングなどを取り入れたり、体調や個人差、食欲、年齢などに応じて食事量も配慮している。</li> <li>・ 季節や献立内容を考慮したり、子どもの希望などを取り入れて、広いテラスで食事やおやつを楽しむようにしている。</li> </ul>			
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ② ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを記載した献立表やレシピを配布したり、サンプルを掲示したりして栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。また、年齢に配慮して、行事や季節感のある献立を作成し、子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。ハラル食などできる範囲で工夫をし、みんなで一緒に食べる楽しさを味わえるように配慮している。</li> <li>・ 職員も子どもと一緒に試食をしながら、嗜好や食べる量、残食などを把握し、栄養士と連携を図り食事内容や調理の工夫に反映させている。</li> <li>・ 給食試食会においては、栄養士が各クラスを巡回して献立の説明や調理の仕方、衛生面などについて保護者からの質問に答えたり、食事で大切にしていることや発育期における子どもの食事の大切さなどを伝えたりして、食事の大切さを知ってもらう機会としている。</li> <li>・ 衛生管理マニュアルや食中毒等の発生時の対応マニュアル等を作成し、それに基づき衛生管理が適切に実施されることを期待したい。</li> </ul>			

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2- (1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入園式や行事、保育参加、給食試食会、懇談会やクラス懇談会などの機会に保育の全体的な計画や日々の保育の意図について説明をし、共通理解を深めるようにしている。また、年間行事計画を保護者に説明し、保育園の状況や情報を提供している。</li> <li>・ 登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや掲示板などを通して意向を把握したり、毎月発行している園だよりや種々のたよりなどで、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。保護者との情報交換の内容は記録している。クラス懇談会の内容は、職員会議で共有し、保育の実践に反映させるようにしている。</li> <li>・ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて保育の記録などに記録され、職員間で共有をしている。</li> </ul>			

A-2-(2) 保護者の支援

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉞ ・ c
--------------------------------------	-----	-----------

<コメント>

- ・ 個人懇談会やクラス懇談会、保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。また、子育ての相談対応についての文書を掲示して相談しやすい環境を整えたり、状況に応じて遊戯室などで相談にも応じるようにしている。
- ・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じて子育て支援センターや心理士などと連携が取れるようにしている。また、健康に関しては保健師や看護師、保健センター、食事に関しては栄養士など専門的な支援ができるような環境を整えている。
- ・ 意見箱の常設や保護者向けのアンケート調査を実施し、保護者と共通理解を得るための機会としている。

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉞ ・ c
--	-----	-----------

<コメント>

- ・ 職員に対して、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についてのマニュアルが整備されていない。
- ・ 日常の送迎や保護者とコミュニケーションを通して早期発見に努め、状況を詳細に記載するようにしている。
- ・ 虐待の疑いが生じた場合は、直ちに主任保育士や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、行政や児童相談所、警察などの関係諸機関に照会や通告をする体制を整えている。
- ・ マニュアルを整備し、それに基づく研修を行い、職員の周知を図ることを期待したい。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果
--	---------

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉞ ・ c
---	-----	-----------

<コメント>

- ・ 保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて保育のまとめを行い、意思統一会議などで、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っているが、自己評価の取り組みをしていない。
- ・ 自己評価や保育のまとめの内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、保育園の評価として積み重ね、改善計画や改善策を園の保育に反映していくことを期待したい。